

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、湯沢雄勝土地改良区から申請があった（山田地区）雄物川水系雄物川山田頭首工管理規程の変更について、令和5年3月24日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 水位の制限

頭首工の水位は、標高104.60メートルを上限とする。また、取水期間においてゲート操作を行う場合においては、計画取水位の標高103.87メートルとする。

2 計画取水量

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがい等の状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

5月27日から6月5日まで 毎秒6.597立方メートル

6月6日から9月10日まで 毎秒4.464立方メートル

9月11日から12月20日まで 毎秒2.677立方メートル

12月21日から3月15日まで 毎秒1.570立方メートル

3月16日から5月26日まで 毎秒2.677立方メートル

3 取水量の測定

取水量の測定は、水路下流に設置された自記水位計の示度によるものとする。

4 点検及び整備

頭首工管理者は、頭首工、ゲート等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時運転を行わなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が頭首工に及ぶものが発生したときは、その発生後、すみやかに、頭首工の点検を行い、頭首工に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

5 洪水警戒体制

(1) 秋田地方気象台から湯沢雄勝地域を対象として降雨洪水に関する警報が発せられたときから、これらの警報が切り替えられるまでの間。

(2) 頭首工の水位が標高104.60メートルを上回る恐れが大きいと認められるときから頭首工の水位が標高104.60メートル以下となり、再び増水する恐れがないと認められたときまでの間。

6 その他

頭首工管理者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。